

## ○質問・回答表

令和7年12月11日

### 漁業調査船とくしま新船建造業務にかかる質問と回答

No	質問		回答
	質問項目	内容	
1	契約保証金について	入札公告並びに入札説明書に於いて、「落札者は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、落札者が保険会社との間に徳島県を被保険者とする契約履行保証契約を締結したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。」と記載がございますが、貴県契約事務規則(昭和三十九年四月一日、徳島県規則第三十九号)第六条7、三に「地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下施行令という。)第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定に基づき知事が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去に国(公団を含む)又は地方公共団体とその種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたりて締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないとみとめられるとき。」と記載がございますので、建造実績が数回以上あれば免除になりますでしょうか?	本業務の入札手続きは、徳島県が発注する公共工事に準ずるものとして、「競争契約入札心得」を適用し、また、契約にあたっては、「徳島県公共工事標準請負契約約款」に準拠した「船舶建造工事請負契約約款」を用いることとしています。 従って、契約保証金については、契約締結前に契約額の100分の10以上の額(契約額が10億円以上のとき、100分の30以上の額)の納付が必要です。 契約保証金の免除については、落札者が保険会社等との間に徳島県を被保険者とする契約履行保証契約を締結した場合又は工事の設計金額が「競争契約入札心得」に定められた額未満の場合等に適用されます。 なお、「競争契約入札心得」及び「船舶建造工事請負契約約款」を県HPに掲載しますので、ご参照下さい。
2	船体線図について	船体線図は徳島県より提供されますでしょうか。 それとも、造船所にて線図設計を行うのでしょうか。	落札後、徳島県より提供させて頂きます。